

<家計急変（新型コロナウイルス関連含）等による給付奨学金の対応について>

新型コロナウイルス感染症の影響や生計維持者の事故、病気等により家計が急変した場合は、日本学生支援機構の給付奨学金について下記の通り申込みができます。該当する家庭がございましたら、奨学金担当者までお問い合わせ下さい。

○申込の条件（概要：詳細は下記の Web サイトでご確認下さい）

- ・2018年3月以降に高校等を卒業していること。
- ・2020年入学者においては高等学校等における成績が良好であること。
- ・2019年度以前入学者においては、学院での成績が平均以上または高い学習意欲を持っていること。
- ・課税証明書や家計急変に関する証明書類（コピー）を提出できること。
- ・学生、生計維持者のマイナンバー情報を機構へ提出できること。
- ・日本学生支援機構進学資金シミュレーターにより、支援の対象と判定されること。

なお相談にあたり、給付奨学金【日本学生支援機構 Web サイト】をあらかじめご覧いただくようお願いいたします。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

また、支援の対象となるかどうか、事前に日本学生支援機構の進学資金シミュレーターにより確認、結果のプリントアウト（後日提出のため）をお願いします。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

○申し込み方法

上記に該当する場合、学生課奨学金担当（03-3299-2292）まで、相談下さい。（月曜～金曜：10時～16時 担当者が不在で、後日の連絡になる場合もあります）相談後の申し込み手順は以下の通りです。（他の日本学生支援機構奨学金と同じ）

- ・学校より申込資料他一式を送付
▼
- ・スカラネットによる申請（ネット入力）
▼
- ・申請書、確認書、その他証明書類の提出（学校へ）
▼
- ・マイナンバー資料の提出（機構へ）